

〔新編武藏風土記稿七十三久良岐郡〕產物

鹽 當所ノ鹽ハ鐵釜ヲ以テ製スルユヘ、其色殊ニ白カラズ、行德鹽ヨリ亦劣レリ、按ニ當所ノ鹽濱ハ古ヨリ始リシニヤ、稱名寺所藏永和二年六月二十三日ノ文書ニ、稱名寺領内外敷地鹽垂場等事、早任觀應三年三月三日御寄進狀之旨、可令領掌ト載セ、及ビ同寺所藏康安二年五月二十四日ノ文書ニモ、鹽場ノ事出タリ、

〔江戸名所圖會五〕鹽濱 同所崎○河南の方の海濱なり、寛文九年己酉、叶榮雲及び泉市右衛門とい

へる者開初たりと云、依て今も大師河原川中島、稻荷新田等の村々、鹽を製するを以て産業とするもの少からず、此地風光甚佳景なり、

〔江戸名所圖會二十〕鹽濱 同所徳○行海濱十八箇村に涉れりと云、風光幽趣あり、土人云、此鹽濱の

權輿は最久しく其始をしらすといへり、然に天正十八年關東御入國の後、南總東金へ御遊獵の頃、此鹽濱を見そなはせられ、船橋御殿へ鹽燒の賤の男を召し、製作の事を具に聞し召れ、御感悅のあまり、御金若干を賜り、猶末永く鹽竈の煙絶す營て、天が下の寶とすべき旨、鈞命ありしより以來、寛永の頃迄は、大樹東金御遊獵の砌は、御金杯賜り、其後風浪の災ありし頃も、修理を加へ給はるといへり、事跡合考に云、此地に鹽を燒事は、凡一千有餘年にあまれりと。

〔武江產物志〕行德鹽川崎行德等の鹽田に、

〔日本書紀十六〕十一年仁十一月戊子、大伴大連率兵、自將圍大臣眞鳥宅、縱火燔之、所擣雲靡、眞

鳥大臣恨事不濟、知身難免、計窮望絶、廣指鹽詛、遂被殺戮、及其子弟詛時、唯忘角鹿海鹽、不以爲詛、由是角鹿之鹽爲天皇所食、餘海之鹽爲天皇所忌、

〔播州名所巡覽圖繪二〕須磨鹽屋今は燒事なし、されども古歌悉鹽燒をよめり、東はあしのやの灘

ありしとぞ、それさへ絶て次第ニ西の方へ移れり、此理いかん、